平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成二十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十一条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附則第五条の表平成二十五年三月三十一日の項を削り、同表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十五年三月三十一日	離島振興法

附則第十条第一項の表平成二十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

災害対策基本法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

総務大臣　川端　達夫
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第四十一号

災害対策基本法の一部を改正する法律

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十三条の二」に、「第四十九条」を「第四十九条の二」に、「第四節　応急措置等（第六十二条―第八十六条）」を「第四節　応急措置等（第六十二条―第八十六条の二―第八十六条の六）第五節　広域一時滞在（第八十六条の七―第八十六条の十）第六節　物資等の供給及び運送（第八十六条の十一―第八十六条の十四）」に改める。

第二条第一号中「暴風」の下に「、竜巻」を加える。

第五条第二項中「第八条第二項」の下に「及び第十五条第五項第八号」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第七条第二項中「に参加する等」を「への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により」に改める。

第八条第二項第十二号中「相互応援」の下に「及び第八十六条の二第一項に規定する広域一時滞在」を加え、同項第十三号中「整備」の下に「、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援」を加える。

第十一条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「前項第五号」を「前項第四号」に改める。

第十三条第一項中「開陳」を「表明」に改める。

第十四条第二項第二号中「の各号」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第十四条第二項第四号を削り、同項第三号中「災害応急対策及び」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。

第十五条第五項中「の各号」を削り、同項第七号中「行なう」を「行う」に改め、同項に次の一号を加える。

八　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

第十六条第一項中「の作成」を「を作成し、」に、「の推進の」を「を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議する」に改める。

第二十一条中「開陳」を「表明」に改める。

第二十三条の見出しを「（都道府県災害対策本部）」に改め、同条第一項中「又は市町村の地域」を「の地域」に改め、「又は市町村長」及び「又は市町村地域防災計画」を削り、「災害対策本部」を「都道府県災害対策本部」に改め、同条第二項から第五項までを次のように改める。

2　都道府県災害対策本部の長は、都道府県知事をもつて充てる。

3　都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

4　都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一　当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二　当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。

三　当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

5　都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。